

(連帯納付の義務等)

第三十四条 同一の被相続人から相続又は遺贈(第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与を含む。以下この項及び次項において同じ。)により財産を取得した全ての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、当該相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずる。

2 同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者は、当該被相続人に係る相続税又は贈与税について、その相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずる。

3・4 省略

5 税務署長は、納税義務者について第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項(申告納税方式による国税等の納付)の規定により納付すべき相続税額のうち延納又は物納の許可の申請に係る相続税額があるときは、第一項の規定により当該申請に係る相続税について連帯納付の責めに任ずる者(当該納税義務者を除く。)に対し、当該相続税額に相当する相続税について同項の規定の適用がある旨を通知するものとする。

6 税務署長(国税通則法第四十三条第三項(国税の徴収の所轄庁)の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。以下この条において同じ。)は、納税義務者の相続税につき当該納税義務者に対し同法第三十七条(督促)の規定による督促をした場合において当該相続税が当該督促に係る督促状を発した日から一月を経過する日までに完納されないときは、同条の規定にかかわらず、第一項の規定により当該相続税について連帯納付の責めに任ずる者(当該納税義務者を除く。以下この条及び第五十一条の二において「連帯納付義務者」という。)に対し、当該相続税が完納されていない旨その他の財務省令で定める事項を通知するものとする。

7 税務署長は、前項の規定による通知をした場合において第一項の規定により相続税を連帯納付義務者から徴収しようとするときは、当該連帯納付義務者に対し、納付すべき金額、納付場所その他必要な事項を記載した納付通知書による通知をしなければならない。

8 税務署長は、前項の規定による通知を発した日の翌日から二月を経過する日までに当該通知に係る相続税が完納されない場合には、当該通知を受けた連帯納付義務者に対し、国税通則法第三十七条の規定による督促をしなければならない。

9 税務署長は、前三項の規定にかかわらず、連帯納付義務者に国税通則法第三十

(連帯納付の義務)

第三十四条 同一の被相続人から相続又は遺贈(第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与を含む。以下この項及び次項において同じ。)により財産を取得したすべての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、当該相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずる。

2 同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者は、当該被相続人に係る相続税又は贈与税について、その相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずる。

3・4 同上

八条第一項各号（繰上請求）のいずれかに該当する事実があり、かつ、相続税の徴収に支障があると認められる場合には、当該連帯納付義務者に対し、同法第三十七條の規定による督促をしなければならない。

（延滞税の特則）

第五十一条 省 略

2 次の各号に掲げる相続税については、当該各号に定める期間は、国税通則法第六十條第二項（延滞税）の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

一 省 略

二 相続又は遺贈により財産を取得した者について、次に掲げる事由により更正又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき相続税額

第三十三條の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定に係る国税通則法第二十八條第一項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書又は決定通知

書を發した日（ハに掲げる事由による更正又は決定の場合にあつては、これらの通知書を發した日と当該事由の生じた日の翌日から起算して四月を経過する日とのいずれか早い日。第五十二條第一項第一号及び第五十三條第一項において同じ。）までの期間

イハ 省 略

3・4 省 略

第五十一条の二 連帯納付義務者が第三十四條第一項の規定により相続税を納付する場合における当該相続税に併せて納付すべき延滞税については、当該連帯納付義務者がその延滞税の負担を不当に減少させる行為をした場合を除き、次に定めるところによる。

一 連帯納付義務者は、納付基準日（第三十四條第七項の納付通知書が發せられた日の翌日から二月を経過する日又は同條第九項の督促に係る督促状が發せられた日のいずれか早い日をいう。以下この項において同じ。）までに同條第一項の規定により相続税を納付する場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める期間（次條第四項又は第五十三條の規定により利子税を納付すべき期間を除く。）に対応する部分の延滞税に代え、当該期間に対応する部分の利子税を併せて納付しなければならない。

イ 当該相続税について延納の許可を受けていた場合 次に定める期間

（延滞税の特則）

第五十一条 同 上

2 同 上

一 同 上

二 相続又は遺贈により財産を取得した者について、次に掲げる事由により更正又は決定があつた場合における当該更正又は決定により納付すべき相続税額

第三十三條の規定による納期限の翌日から当該更正又は決定に係る国税通則法第二十八條第一項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書又は決定通知

書を發した日（ハに掲げる事由による更正又は決定の場合にあつては、これらの通知書を發した日と当該事由の生じた日の翌日から起算して四月を経過する日とのいずれか早い日。次條第一項第一号及び第五十三條第一項において同じ。）までの期間

イハ 同 上

3・4 同 上

- (1) 未納の分納税額の納期限の翌日又は第三十九条第二十九項若しくは第四十条第二項(第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による延納の許可の取消し(次号イ(2)及び次条第二項において「延納の許可の取消し」という。)があつた日の翌日から納付基準日又は当該相統税を完納する日のいずれか早い日までの期間
  - (2) 当該相統税が国税通則法第三十五条第二項(申告納税方式による国税等の納付)の規定により納付すべき税額に相当するものである場合には、当該相統税の第三十三条の規定による納期限の翌日から同項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該相統税の第三十三条の規定による納期限の翌日から納付基準日又は当該相統税を完納する日のいずれか早い日までの期間
- 二 前号の規定により納付すべき利子税の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
- イ 前号イに掲げる場合(同号イ(1)の期間に対応する部分に限る。) 納税義務者の次に掲げる税額を基礎とし、当該期間に、当該税額の区分に応じそれぞれ次に定める分納期間(次条第一項第一号又は第二号に規定する分納税額に併せて納付しなければならない利子税の額の計算の基礎となる期間をいう。イにおいて同じ。)に適用されていた利子税の割合(当該分納期間に係る利子税の計算上適用されていた割合が二以上ある場合には、それらのうち最も低い割合)を乗じて算出した金額
    - (1) 未納の分納税額 当該未納の分納税額の納期限の属する分納期間
    - (2) 延納の許可の取消しに係る税額 当該延納の許可の取消しがあつた日の属する分納期間
  - ロ 前号イに掲げる場合(同号イ(2)の期間に対応する部分に限る。) 納税義務者の未納の相統税額を基礎とし、当該期間に、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額
  - ハ 前号ロに掲げる場合 納税義務者の未納の相統税額を基礎とし、同号ロの期間に、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額
  - 三 連帯納付義務者は、納付基準日後に第三十四条第一項の規定により相統税を納付する場合には、第一号の規定による利子税に加え、納税義務者の未納の相統税額を基礎とし、当該納付基準日の翌日から当該相統税を完納する日までの期間に応じ、年十四・六パーセント(当該納付基準日の翌日から二月を経過す

る日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて算出した金額に相当する延滞税を併せて納付しなければならない。

- 2 連帯納付義務者が前項第一号の規定による利子税又は同項第三号の規定による延滞税を納付した場合には、納税義務者の相続税に係る延滞税の額のうち当該連帯納付義務者が納付した当該利子税又は延滞税の額に相当する額については、その納付があつたものとみなす。

- 3 連帯納付義務者が第一項の規定により納付する利子税については、国税通則法第六十四条第二項及び第三項(利子税)の規定を準用する。

#### (延納等に係る利子税)

第五十二条 延納の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分納税額を併せて当該各号に掲げる利子税を納付しなければならない。

- 一 第一回に納付すべき分納税額を納付する場合には、当該延納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項(申告納税方式による国税等の納付)の規定による納期限又は納付すべき日(第五十一条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において同じ。)の翌日から当該分納税額の納期限までの期間に及び、年六・六パーセントの割合(次のイ又はロに掲げる延納相続税額については、それぞれイ又はロに定める割合。次号において「利子税の割合」という。)を乗じて算出した金額に相当する利子税

イ・ロ 省略

- 二 第二回以後に納付すべき分納税額を納付する場合には、当該延納税額から前回までの分納税額の合計額を控除した残額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納期限までの期間に及び、利子税の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税

- 2 延納の許可を受けた者が延納の許可の取消しを受けた場合においては、その者については、その取消しがあつた時以後に納付すべきであった分納税額の合計額をその取消しがあつた時に納期限が到来した分納税額とみなして、前項の規定を適用する。

#### (延納等に係る利子税)

第五十二条 延納の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、分納税額を納付する場合に当該各号に掲げる利子税を併せて納付しなければならない。

- 一 第一回に納付すべき分納税額を納付する場合には、当該延納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相続税額又は贈与税額の第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項(申告納税方式による国税等の納付)の規定による納期限又は納付すべき日(前条第二項第一号の規定に該当する場合には同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した日とし、同項第二号の規定に該当する場合には同号に規定する更正通知書又は決定通知書を発した日とする。第四項において同じ。)の翌日から当該分納税額の納期限までの期間に及び、年六・六パーセントの割合(次のイ又はロに掲げる延納相続税額については、それぞれイ又はロに定める割合。次号において「利子税の割合」という。)を乗じて算出した金額に相当する利子税

イ・ロ 同上

- 二 第二回以後に納付すべき分納税額を納付する場合には、当該延納税額から前回までの分納税額の合計額を控除した税額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納期限までの期間に及び、利子税の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税

- 2 延納の許可を受けた者が第三十九条第二十九項又は第四十条第二項(第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。)の規定により延納の許可を取り消された場合においては、その者については、その取消しがあつた時以後に納付すべきであった分納税額の合計額をその取消しがあつた時に納期限が到来した分納税額とみなして、前項の規定を適用する。

3 5 省略

(調書の提出)

第五十九条 省略

2 3 省略

4 第一項各号又は第二項に定める調書(以下この条において単に「調書」という。)のうち、当該調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書を提出すべき者は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項(以下この条において「記載事項」という。)を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する所轄税務署長に提供しなければならぬ。

一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法

二 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この条において「光ディスク等」という。)を提出する方法

5 調書を提出すべき者(前項の規定に該当する者を除く。)は、政令で定めるところにより第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合に、その者が提出すべき調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。

6 第四項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項又は第二項の規定による調書の提出とみなして、これらの規定並びに次条第一項及び第七十条の規定を適用する。

第六十八条 省略

2 省略

3 第一項に規定するもののほか、期限内申告書又は第三十一条第二項の規定によ

3 5 同上

(調書の提出)

第五十九条 同上

2 3 同上

4 第一項各号及び第二項に定める調書は、当該調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより第一項及び第二項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この項において「光ディスク等」という。)の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。この場合における第一項及び第二項並びに次条第一項及び第七十条の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該調書とみなす。

第六十八条 同上

2 同上

る修正申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた相続税額又は贈与税額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた相続税額又は贈与税額に相当する金額以下とすることができる。

第七十一条 法人（第六十六条第一項に規定する人格のない社団又は財団を含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者（当該社団又は財団の代表者又は管理者を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第六十八条第一項若しくは第三項、第六十九条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第六十八条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 省略

第七十一条 法人（第六十六条第一項に規定する人格のない社団又は財団を含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者（当該社団又は財団の代表者又は管理者を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第六十八条第一項、第六十九条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第六十八条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 同上

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 省略

2 省略

3 第一項に規定するもののほか、第二十五条第一項の規定による申告書又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しないことにより地価税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた地価税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた地価税の額に相当する金額以下とすることができる。

第四十二条 省略

2 前項の規定により第三十九条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 省略

第三十九条 同上

2 同上

第四十二条 同上

2 前項の規定により第三十九条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 同上

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(共同担保の登記等の場合の課税標準及び税率)

第十三条 一の登記官署等において、同時の申請(官庁又は公署の囑託を含む。次項において同じ。)により同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存若しくは設定、移転又は信託の登記又は登録(以下この条において「抵当権等の設定登記等」という。)を受ける場合には、これらの抵当権等の設定登記等を一の抵当権等の設定登記等とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該抵当権等の設定登記等に係る不動産等に関する権利の種類別により別表第一に掲げる税率が異なるときは、そのうち最も低い税率をもつて当該抵当権等の設定登記等の登録免許税の税率とする。

2 同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記等を受ける場合において、当該抵当権等の設定登記等の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該抵当権等の設定登記等に係る登録免許税の課税標準及び税率は、当該抵当権等の設定登記等がこの項の規定に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して当該抵当権等の設定登記等の申請をするものに限り、当該抵当権等の設定登記等に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

(事業協同組合等が組織変更等により受ける設立登記の税額)

第十七条の二 事業協同組合、企業組合その他の政令で定める者が、その組織を変更して株式会社若しくは合同会社となる場合又は分割により新たに株式会社若しくは合同会社を設立する場合における組織変更又は分割による株式会社若しくは合同会社の設立に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額(株式会社の設立の場合において当該金額が十五万円に満たないときは十五万円とし、合同会社の設立の場合において当該金額が六万円に満たないときは六万円とする。)とする。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)

(共同担保の登記等の場合の課税標準及び税率)

第十三条 一の登記官署等において、同時の申請(官庁又は公署の囑託を含む。次項において同じ。)により同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記又は登録(以下この条において「抵当権等の設定登記」という。)を受ける場合には、これらの設定登記を一の抵当権等の設定登記とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該設定登記に係る不動産等に関する権利の種類別により別表第一に掲げる税率が異なるときは、そのうち最も低い税率をもつて当該設定登記の登録免許税の税率とする。

2 同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記を受ける場合において、当該設定登記の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該設定登記に係る登録免許税の課税標準及び税率は、当該設定登記がこの項の規定に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して当該設定登記の申請をするものに限り、当該設定登記に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

(事業協同組合等が組織変更等により受ける設立登記の税額)

第十七条の二 事業協同組合、企業組合その他の政令で定める者が、その組織を変更し、株式会社となる場合における組織変更による株式会社の設立に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額(当該金額が十五万円に満たないときは、十五万円)とする。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)

<p>登録、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>一〇二十三 省略</p>	<p>二十四 会社又は外国会社の商業登記（保険業法の規定によつてする相互会社及び外国相互会社の登記並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定によつてする一般社団法人（公益社団法人を除く。以下この号において同じ。）及び一般財団法人（公益財団法人を除く。以下この号において同じ。）の登記を含む。）</p>	<p>(一) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「一般社団法人等」という。）につきその本店又は主たる事務所の所在地においてする登記（四に掲げる登記を除く。）</p> <p>イ へ 省略</p> <p>ト 新設分割による株式会社又は合同会社の設立の登記</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
				<p>省略</p>	<p>税率</p>
				<p>千分の七</p>	<p>税率</p>

<p>登録、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>一〇二十三 同上</p>	<p>二十四 同上</p>	<p>(一) 同上</p> <p>イ へ 同上</p> <p>ト 同上</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
				<p>同上</p>	<p>税率</p>
				<p>同上</p>	<p>千分の一・五 （新設分割をした会社の当該新設分割の直前における資本金の額から当該新設分割の直後における資本金の額を控除した額として財務省令で定める</p>

<p>チ 吸収分割による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記</p>	<p>(これによって計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円)増加した資本 千分の七金の額</p>	<p>リ 省略 又 新株予約権の発行による変更の登記 ルカ 省略 ヨ 支配人の選任の登記又はその代理</p>	<p>(これによって計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円)省略 省略 申請件数 一件につき九万 省略 申請件数 一件につき三</p>
<p>チ 同上</p>	<p>同上 同上</p>	<p>リ 同上 又 新株予約権に関する事項の変更の登記 ルカ 同上 ヨ 支配人の選任又はその代理権の消</p>	<p>同上 同上 同上 同上</p>
<p>千分の一・五 (吸収分割をした会社の当該吸収分割の直前における資本金の額から当該吸収分割の直後における資本金の額を控除した額として財務省令で定めるものを超える 資本金の額に 対応する部分 については、 千分の七)</p>	<p>ものを超える 資本金の額に 対応する部分 については、 千分の七)</p>	<p>同上 同上</p>	

権の消滅の登記	省略	万円
イ 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の解散の登記	省略	省略
ロ 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の設立の登記又は合併による消滅した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは一般社団法人等の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	申請件数	一件につき三万円
ハ 登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちイからツまでに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき二万円
ニ 登記の更正の登記	申請件数	一件につき二万円
ホ 登記の抹消	申請件数	一件につき二万円
ヘ 会社又は相互会社若しくは一般社団法人等につきその支店又は従たる事務所所在地においてする登記（四に掲げる登記を除く。）	申請件数	一件につき九千円（申請に係る登記が、（一）カに掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本金の額が
イ（一）イからツまでに掲げる登記	申請件数	一件につき九千円（申請に係る登記が、（一）カに掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本金の額が

減の登記	同上	同上
イ 商号の仮登記	申請件数	一件につき三万円
ロ 同上	同上	同上
ハ 同上	同上	同上
ニ 同上	同上	同上
ホ 同上	同上	同上
ヘ 同上	同上	同上
イ（一）イからネまでに掲げる登記	同上	同上

二十五～百五十九 省略	(三) 省略 (四) 省略	口 省略
	省略	省略
	省略	省略

二十五～百五十九 同上	(三) 同上 (四) 同上	口 同上
	同上	同上
	同上	同上

(消費税法の一部改正)

第六条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

第九条 省 略

2 前項に規定する基準期間における課税売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

- 一 個人事業者及び基準期間が一年である法人 基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項、次条第二項及び第十一条第四項において同じ。)の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額の合計額(以下この項及び第十一条第四項において「売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」という。)を控除した残額  
イ・ロ 省 略

二 省 略

3 省 略

4 第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一条第四項及び第十二条第三項を除き、以下この章において同じ。)が千万円以下である課税期間につき、第一項本文の規定の適用を受けない旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間(当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間を除く。)中に国内において行う課税資産の譲渡等については、同項本文の規定は、適用しない。

5 9 省 略

(前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例)

第九条の二 個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が千万円以下である場合において、当該個人事業者又は法人(前条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)(のうち、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が千万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

第九条 同 上

2 同 上

- 一 個人事業者及び基準期間が一年である法人 基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第十一条第四項において同じ。)の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額の合計額(以下この項及び第十一条第四項において「売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」という。)を控除した残額  
イ・ロ 同 上

二 同 上

3 同 上

4 第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一条第四項、第十二条第三項及び第十五条を除き、以下この章において同じ。)が千万円以下である課税期間につき、第一項本文の規定の適用を受けない旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間(当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間を除く。)中に国内において行う課税資産の譲渡等については、同項本文の規定は、適用しない。

5 9 同 上

適用しない。

2) 前項に規定する特定期間における課税売上高とは、当該特定期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額を控除した残額をいう。

一 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額

二 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に百分の百二十五を乗じて算出した金額

3) 第一項の規定を適用する場合には、前項の規定にかかわらず、第一項の個人事業者又は法人が同項の特定期間中に支払つた所得税法第二百三十一条第一項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）に規定する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額をもつて、第一項の特定期間における課税売上高とすることができる。

4) 前三項に規定する特定期間とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間をいう。

一 個人事業者 その年の前年一月一日から六月三十日までの期間

二 その事業年度の前事業年度（七月以下であるものその他の政令で定めるもの（次号において「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人 当該前事業年度開始の日以後六月の期間

三 その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人 その事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他の政令で定めるものを除く。）開始の日以後六月の期間（当該前々事業年度が六月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

5) 前項第二号又は第三号に規定する六月の期間の末日がその月の末日でない場合における当該期間の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（相続があつた場合の納税義務の免除の特例）

第十条 その年において相続があつた場合において、その年の基準期間における課税売上高が千万円以下である相続人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は前条第一項の規定により消費税を納める義務が免除されない相続人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該基準期間における課税売上高が千万円を超える被相続人の事業を承継したときは、当該相続人の当該相続のあつた日の翌日からその年十二月三十一日までの間における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（相続があつた場合の納税義務の免除の特例）

第十条 その年において相続があつた場合において、その年の基準期間における課税売上高が千万円以下である相続人（前条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない相続人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該基準期間における課税売上高が千万円を超える被相続人の事業を承継したときは、当該相続人の当該相続のあつた日の翌日からその年十二月三十一日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2 その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が千万円以下である場合において、当該相続人の当該基準期間における課税売上高と当該相続に係る被相続人の当該基準期間における課税売上高との合計額が千万円を超えるときは、当該相続人のその年における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

### 3 省略

(合併があつた場合の納税義務の免除の特例)

第十一条 合併(合併により法人を設立する場合を除く。以下この項及び次項において同じ。)があつた場合において、被合併法人の合併法人の当該合併があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(被合併法人が二以上ある場合には、いずれかの被合併法人に係る当該金額)が千万円を超えるときは、当該合併法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。)の当該合併があつた日から当該合併があつた日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

2 合併法人の当該事業年度の基準期間の初日の翌日から当該事業年度開始の日の前日までの間に合併があつた場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(被合併法人が二以上ある場合には、各被合併法人に係る当該金額の合計額)との合計額が千万円を超えるときは、当該合併法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。)における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

### 3 省略

4 合併法人の当該事業年度開始の日の二年前の日から当該事業年度開始の日の前日までの間に合併があつた場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高(事業年度の基準期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から事業年度の基準期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。)と各被

2 その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が千万円以下である場合において、当該相続人の当該基準期間における課税売上高と当該相続に係る被相続人の当該基準期間における課税売上高との合計額が千万円を超えるときは、当該相続人のその年における課税資産の譲渡等については、前条第一項本文の規定は、適用しない。

### 3 同上

(合併があつた場合の納税義務の免除の特例)

第十一条 合併(合併により法人を設立する場合を除く。以下この項及び次項において同じ。)があつた場合において、被合併法人の合併法人の当該合併があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(被合併法人が二以上ある場合には、いずれかの被合併法人に係る当該金額)が千万円を超えるときは、当該合併法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。)の当該合併があつた日から当該合併があつた日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2 合併法人の当該事業年度の基準期間の初日の翌日から当該事業年度開始の日の前日までの間に合併があつた場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(被合併法人が二以上ある場合には、各被合併法人に係る当該金額の合計額)との合計額が千万円を超えるときは、当該合併法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。)における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

### 3 同上

4 合併法人の当該事業年度開始の日の二年前の日から当該事業年度開始の日の前日までの間に合併があつた場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高(事業年度の基準期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から事業年度の基準期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。)と各被

合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額との合計額（当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高がない場合その他政令で定める場合には、政令で定める金額）が千万円を超えないときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

## （分割等があつた場合の納税義務の免除の特例）

### 第十二条 省 略

2 新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に分割等があつた場合において、新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額）が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日以前に分割等（新設分割親法人が二以上ある場合のものを除く。次項において同じ。）があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において当該新設分割子法人が特定要件（新設分割子法人の発行済株式又は出資（その新設分割子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が新設分割親法人及び当該新設分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属する場合その他政令で定める場合であることをいう。次項において同じ。）に該当し、かつ、当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額と当該新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その第九条第一項に規定する基準期間にお

合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額との合計額（当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高がない場合その他政令で定める場合には、政令で定める金額）が千万円を超えないときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その同条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

## （分割等があつた場合の納税義務の免除の特例）

### 第十二条 同 上

2 新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に分割等があつた場合において、新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額）が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

3 新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日以前に分割等（新設分割親法人が二以上ある場合のものを除く。次項において同じ。）があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において当該新設分割子法人が特定要件（新設分割子法人の発行済株式又は出資（その新設分割子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が新設分割親法人及び当該新設分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属する場合その他政令で定める場合であることをいう。次項において同じ。）に該当し、かつ、当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額と当該新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その同条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年

る課税売上高が千円以下である事業年度に限る。)における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4 新設分割親法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日以前に分割等があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と当該新設分割子法人の当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が千円を超えるときは、当該新設分割親法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その基準期間における課税売上高が千円以下である事業年度に限る。)における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

5 吸収分割があつた場合において、分割法人の分割承継法人の吸収分割があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額)が千円を超えるときは、当該分割承継法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該吸収分割があつた日の属する事業年度(その基準期間における課税売上高が千円以下である事業年度に限る。)の当該吸収分割があつた日から当該吸収分割があつた日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

6 分割承継法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に吸収分割があつた場合において、分割法人の当該分割承継法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額)が千円を超えるときは、当該分割承継法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その基準期間における課税売上高が千円以下である事業年度に限る。)における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

7 省 略

(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例)

第十二条の二 その事業年度の基準期間がない法人(社会福祉法(昭和二十六年法

度に限る。)における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4 新設分割親法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日以前に分割等があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と当該新設分割子法人の当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が千円を超えるときは、当該新設分割親法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その基準期間における課税売上高が千円以下である事業年度に限る。)における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

5 吸収分割があつた場合において、分割法人の分割承継法人の吸収分割があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額)が千円を超えるときは、当該分割承継法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該吸収分割があつた日の属する事業年度(その基準期間における課税売上高が千円以下である事業年度に限る。)の当該吸収分割があつた日から当該吸収分割があつた日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

6 分割承継法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に吸収分割があつた場合において、分割法人の当該分割承継法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額)が千円を超えるときは、当該分割承継法人(第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。)の当該事業年度(その基準期間における課税売上高が千円以下である事業年度に限る。)における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

7 同 上

(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例)

第十二条の二 その事業年度の基準期間がない法人(社会福祉法(昭和二十六年法

律第四十五号)第二十二條(定義)に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。)のうち、当該事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が千万円以上である法人(以下この項及び次項において「新設法人」という。)(については、当該新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(第九條第四項の規定による届出書の提出により、又は第九條の二第一項、第十一條第三項若しくは第四項若しくは前條第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)(における課税資産の譲渡等については、第九條第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項の新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(第三十七條第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。)(中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、当該新設法人の当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九條第四項の規定による届出書の提出により、又は第九條の二第一項、第十一條第三項若しくは第四項、前條第一項から第三項まで若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)(における課税資産の譲渡等については、第九條第一項本文の規定は、適用しない。

### 3 省略

(法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)

### 第十五条 省略

### 2・3 省略

4 固有事業者(法人課税信託の受託者について、第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この条において同じ。)(のその課税期間に係る基準期間における課税売上高については、第九條第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

### 一・二 省略

律第四十五号)第二十二條(定義)に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。)のうち、当該事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が千万円以上である法人(以下この項及び次項において「新設法人」という。)(については、当該新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(第九條第四項の規定による届出書の提出により、又は第十一條第三項若しくは第四項若しくは前條第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)(における課税資産の譲渡等については、第九條第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項の新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(第三十七條第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。)(中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、当該新設法人の当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九條第四項の規定による届出書の提出により、又は第十一條第三項若しくは第四項、前條第一項から第三項まで若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)(における課税資産の譲渡等については、第九條第一項本文の規定は、適用しない。

### 3 同上

(法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)

### 第十五条 同上

### 2・3 同上

4 固有事業者(法人課税信託の受託者について、第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この条において同じ。)(のその課税期間に係る基準期間における課税売上高(第九條第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項、第六項及び第七項において同じ。)(については、同條第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

### 一・二 同上

5 固有事業者の第十一條第四項に規定する当該事業年度の基準期間における課税売上高については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

### 一 第十一條第四項に規定する残額

二 当該固有事業者に係る各法人課税信託の受託事業者の当該固有事業者の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算

5| 省略  
6| 省略

7| 固有事業者又は受託事業者に係る第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高(同条第三項の規定の適用がある場合には同項に規定する合計額)、第十一条第四項に規定する当該事業年度の基準期間における課税売上高及び第三十条第二項に規定する課税期間における課税売上高については、第九条の二第二項若しくは第三項、第十一条第四項又は第三十条第六項の規定にかかわらず、それぞれこれらの金額に相当するものとして第四項又は第五項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

8| 15 省略

(仕入れに係る消費税額の控除)

第三十条 省略

2 前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が五億円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額(以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。)の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

一・二 省略

3 前項第一号に掲げる場合において、同号口に掲げる金額の計算の基礎となる同号口に規定する課税売上割合に準ずる割合(当該割合が当該事業者の営む事業の種類異なること又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類異なることに区分して算出したものである場合には、当該区分して算出したそれぞれの割合。以下この項において同じ。)で次に掲げる要件の全てに該当するものがあるときは、当該事業者の第二号に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項第一号の規定にかかわらず、同号口に掲げる金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合を用いて計算した金額とする。ただし、当該割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

一・二 省略

4・5 省略

6 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額

6| した金額の合計額  
7| 同上

8| 15 同上

(仕入れに係る消費税額の控除)

第三十条 同上

2 前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額(以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。)の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

一・二 同上

3 前項第一号に掲げる場合において、同号口に掲げる金額の計算の基礎となる同号口に規定する課税売上割合に準ずる割合(当該割合が当該事業者の営む事業の種類異なること又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類異なることに区分して算出したものである場合には、当該区分して算出したそれぞれの割合。以下この項において同じ。)で次に掲げる要件のすべてに該当するものがあるときは、当該事業者の第二号に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項第一号の規定にかかわらず、同号口に掲げる金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合を用いて計算した金額とする。ただし、当該割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

一・二 同上

4・5 同上

6 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額

(対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額(これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。))に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。)をいい、第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取った一般申告課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係る課税貨物をいい、第二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。))の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額(当該課税期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に百分の百二十五を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。))の合計額を控除した残額(当該課税期間が一年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数(当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。))で除し、これに十二を乗じて計算した金額)をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等の対価の額の合計額のうち当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

7 10 省 略

(確定申告等に係る更正等による仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付)

第五十四条 確定申告書等に係る消費税につき国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正(当該消費税についての更正の請求(同法第二十三条第一項(更正の請求))の規定による更正の請求をいう。以下この章において同じ。))に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。)があつた場合において、その更正等により第四十五条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その確定申告書等を提出した者に対し、その増加した部分の金額に相当する消費税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、前項の更正等

(対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額(これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。))に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。)をいい、第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取った一般申告課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係る課税貨物をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。))の合計額のうち当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

7 10 同 上

(確定申告等に係る更正による仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付)

第五十四条 確定申告書等に係る消費税につき更正(国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正))の規定による更正をいう。以下この章において同じ。があつた場合において、その更正により第四十五条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その確定申告書等を提出した者に対し、その増加した部分の金額に相当する消費税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、前項の更正に